

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第45号

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中 「 3 2 0 」 を 「 3 3 0 」 に、 「 2 2 0 」 を  
「 2 3 0 」 に、 「 8 3 」 を 「 8 4 」 に、 「 5 0 0 」  
を 「 5 7 0 」 に、 「 1 2 」 を 「 1 3 」 に、  
「 3 3 」 「 3 4 」  
「 5 8 」 を 「 5 9 」 に、  
「 8 3 」 「 8 4 」

」

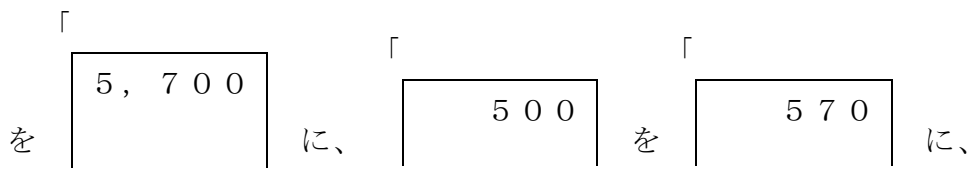
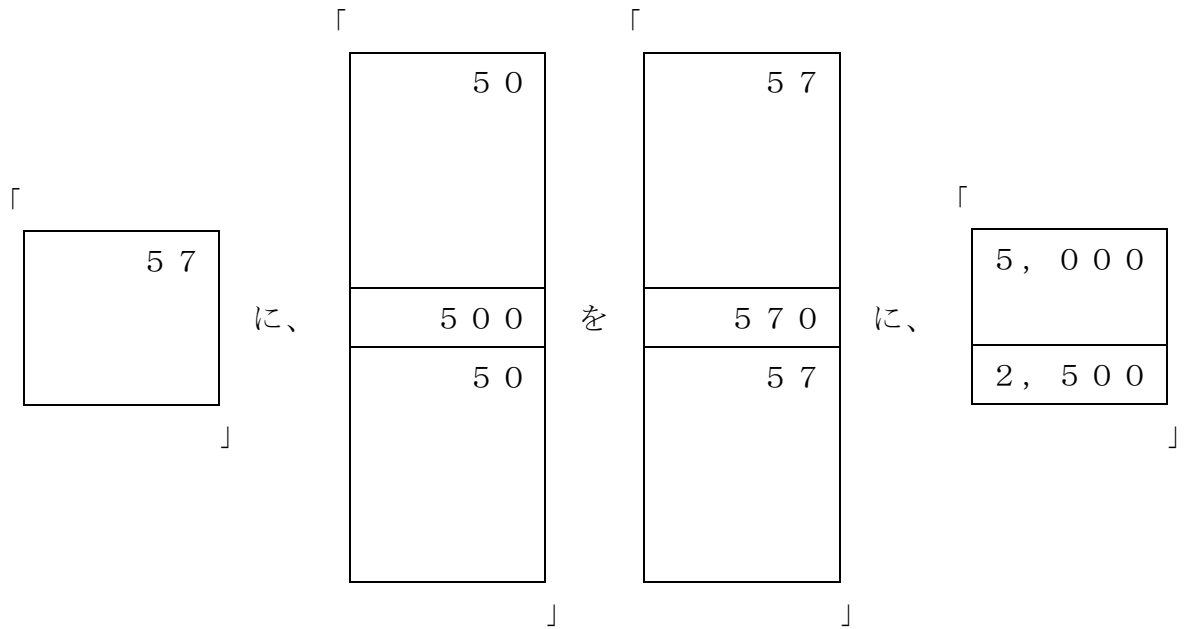
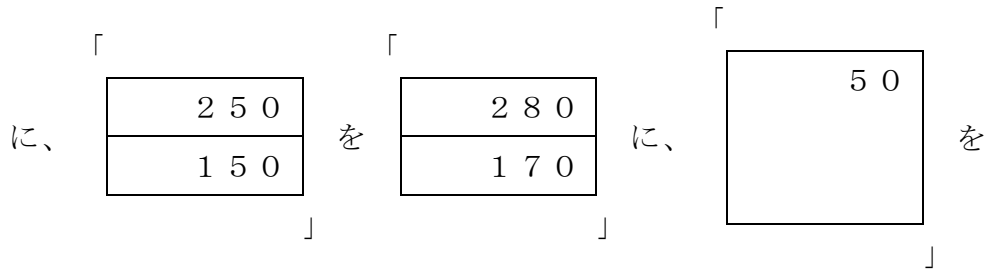
	外径が2メートル以上のもの			330
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき	280
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1月	$A \times 0.005 \times \frac{1}{12}$
		階数が2のもの		$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$

を

	外径が2メートル以上のもの			340	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1月	1
					3
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1月	230
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	140	

		地下に設けるもの	1月	84
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき 1月	280
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき	280
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1月	$A \times 0.005 \times \frac{1}{12}$
		階数が2のもの		$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$

」



2, 800

「 $A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$ 」を「 $A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$ 」に、「 $A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$ 」を  
「 $A \times 0.023 \times \frac{1}{12}$ 」に、「 $A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$ 」を「 $A \times 0.033 \times \frac{1}{12}$ 」に、「 $A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$ 」  
を「 $A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$ 」に、「 $A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$ 」を「 $A \times 0.023 \times \frac{1}{12}$ 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に占用の許可を受け、同日において現に占用を継続しているものの同日以後の占用に係る占用料の額については、改正後の相模原市道路占用料徴収条例の規定を適用する。